

最高人民法院による訴訟及び非訴訟に関わる
対立・紛争解決の健全な枠組みの
確立・整備に関する若干の意見

2009年7月24日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による訴訟及び非訴訟に関わる対立・紛争解決の健全な枠組みの確立・整備に関する若干の意見

(法発〔2009〕45号)

全国地方各級人民法院、各級軍事法院、各鉄路運輸中級法院及び末端法院、各海事法院、新疆生産建設兵団各級法院各位

「最高人民法院による訴訟及び非訟に関わる対立・紛争解決の健全な枠組みの確立・整備に関する若干の意見」は既に中華人民共和国中央政府の承認を経て、ここに公布された。徹底に実施されたい。実施過程において問題が発生した場合、直ちに最高人民法院司法改革指導班管理部門に報告を行うことを求める。

二〇〇九年七月二十四日

人民法院が訴訟及び非訟に関わる対立・紛争解決の健全な枠組みの確立・整備において積極的な役割を發揮するため、また各種紛争解決の枠組みの發展を促進するため、ここに以下の意見を制定する。

一 主要目標と任務要求の明確化

1. 訴訟及び非訟に関わる対立・紛争解決の健全な枠組みの確立・整備の主要目標とは、人民法院・行政機関・社会組織・企業事業団体及びその他各方面の組織の力を十分に發揮し、各種の紛争解決方式において相互協力・相互協調及び全体的な發展を促進し、訴訟及び非訟に到るまでの経路の相互連携を徹底し、国民に更に多くの選択可能な紛争解決方式を提供し、社会の調和と安定を保ち、経済社会のより良く、迅速な發展を促進することである。

2. 訴訟及び非訟に関わる対立・紛争解決の健全な枠組みの確立・整備の主要任務とは、審判権の規範・指導及び監督的役割を十分に引き出し、訴訟及び仲裁・行政調停・人民調停・商業調停・業界調停及びその他の非訟紛争解決方式間の連携の枠組みを整え、各種紛争解決の枠組みの組織及び手続きの制度確立を推進し、非訟紛争解決方式の更なる迅速化、柔軟化、効率化を促進し、対立・紛争解決の枠組みの繁栄と發展のために司法による保障を与えることである。

3. 訴訟及び非訟に関わる対立・紛争解決の健全な枠組みの確立・整備の過程において、中国共産党委員会の指導者に全面的に依拠し、積極的に政府の支持を取り付け、社会各界の参与を促し、司法の推進作用を十分に發揮しなければならない。また当事者が法に基づき自己の民事権と訴訟権を処理することについて十分な保障を与えなければならない。

二 非訟紛争解決の枠組みの發展の促進

4. 《中華人民共和国仲裁法》及び関連司法解釈を徹底して執行し、仲裁協議による解

決の効力・証拠規則・仲裁手続き・裁決根拠・裁決審査基準の取り消し・裁決審査基準の不執行などにおいて、仲裁制度特有の規律を尊重しまた具体的に示すことで、仲裁制度の紛争解決における役割を最大限に引き出す。仲裁の過程における証拠保全・財産保全の申請については、人民法院は法に基づき直ちに処理を行わなければならない。

5. 《中華人民共和国労働紛争調停仲裁法》及び関連司法解释の規定を徹底して執行し、労働・人事紛争等の仲裁機関との交流及び協調を強化し、労働・人事紛争案件の特徴に基づき適切な審理方式を採用し、仲裁の枠組みが果たす役割に対して支持及び奨励を行う。労働・人事紛争仲裁機関が受理しない又は期限が切れても決定を下さない労働・人事紛争事項に対して申請人が人民法院に訴訟を提起した場合、人民法院は法に基づきこれを受理しなければならない。

6. 農村における土地請負仲裁機関との交流及び協調をさらに強化し、農村の土地請負紛争を適切に処理し、農村の改革と発展のために強力な司法保障と法律サービスを提供することに力を注ぐ。当事者が農村における土地請負仲裁機関の裁決を受け入れず、訴訟を提起した場合、人民法院はただちに審理を行わなければならない。当事者が既に法律の効力が発生している裁決書及び調停書の強制執行を法院に申請した場合、人民法院は法に基づきただちにこれを執行しなければならない。

7. 人民法院は人民調停組織の調停業務について強力に支持し、また法に基づき監督を行う。審理が人民調停協議の民事案件に関係する場合、関連法律の規定を適用しなければならない。

8. 行政管理活動中に発生した各種の対立・紛争を有効に取り除くために、行政機関が当事者の申請又は職権に基づき調停・裁決又は法に基づきその他の処理を行うことに対して人民法院は奨励しまた支持を行う。調停・裁決又は法に基づき行ったその他の処理は法律的効力を有する。行政機関が平等な主体間の民事紛争について行った調停・裁決又はその他の処理について当事者がこれを受け入れず、相手の当事者を被告として人民法院に同一の紛争について起訴を行った場合、人民法院によって民事案件として受理される。法律又は司法解释により行政案件として受理することを明確に規定されているものについては、人民法院は行政行為について審査を行う際、その中の民事紛争と併せて審理を行うことができる。また行政判決を下すと同時に、法に基づき当事者間の民事紛争についても併せて民事判決を下すことができる。

行政機関が法に基づき民事紛争に対して調停を行った後に合意に達した民事権利義務内容を含む調停協議、又は行政機関が行ったその他の訴訟可能な具体的行政行為に属さない処理については、当事者双方の署名又は捺印後、民事契約の性質を有することになる。ただし法律で他の規定が有る場合はこの限りではない。

9. 仲裁協議の無い当事者が仲裁委員会に民事紛争についての調停を申請した場合、当該仲裁委員会が特別に設けた調停組織が公平中立の調停規則に基づき調停を行った後、合意した民事権利義務内容を含む調停協議は、当事者双方の署名又は捺印後、民事契約の性質を有することになる。

10. 人民法院は業界の協会・社会組織・企業事業団体などが関連紛争の調停を行うための健全な機能及び枠組みを確立することについて奨励しまた支持を行う。商業調停組織・業界調停組織又はその他の調停機能を持つ組織が調停を行った後に合意した民事権利義務内容を含む調停協議は、当事者双方の署名又は捺印後、民事契約の性質を有することになる。

11. 《中華人民共和国労働紛争調停仲裁法》の規定する調停組織の調停を経て合意した労働紛争調停協議は、当事者双方が署名又は捺印を行い、調停員の署名及び調停組織の判の捺印後効力を発し、当事者双方に対して契約による拘束力を有し、当事者はこれを履行する義務が生じる。当事者双方は仲裁の手続きを経ず、本意見の司法確認の規定に基づき、直接人民法院に調停協議の効力の確認を申請することができる。人民法院が確認を行わない場合、当事者は労働紛争仲裁委員会に仲裁を申請することができる。

12. 行政機関・人民調停組織・商業調停組織・業界調停組織又はその他の調停機能を有する組織が民事紛争調停後合意した給付内容を有する協議について、当事者は《中華人民共和国公証法》の規定に基づき公証機関に法律に基づいて強制執行力を与えるよう申請することができる。債務者が強制執行力を有する公証文書の内容を履行しない又は適切に履行しない場合、債権者は法に基づき管轄権を有する人民法院に執行を申請することができる。

13. 契約効力及び給付内容を有する調停協議に関して、債権者は《中華人民共和国民事訴訟法》及び関連司法解釈の規定に基づき管轄権を有する末端人民法院に支払督促を申請することができる。申請書には請求を行う給付金又は有価証券の数量及び根拠となる事実・証拠を明確に記し、調停協議書の原本を添付しなければならない。

労働報酬・労災医療費・経済補償又は賠償金の滞納による事項で調停協議に合意しているにもかかわらず、雇用側が協議の取り決めた期限内に協議内容の履行を行わない場合、労働者は調停協議書に則り法に基づき人民法院に支払督促を申請することができる。

三 訴訟活動中に多方面の組織が参与可能な調停の枠組みの整備

14. 人民法院の受理する民事訴訟範囲に属する、又は訴えを受けた人民法院の管轄に属する案件については、人民法院が起訴状又は口頭での起訴を受け取った後、正式立件以前に、職権によって、又は当事者の申請を経た後、行政機関・人民調停組織・商業調停組織・業界調停組織又はその他の調停機能を有する組織に調停を委任することができる。当事者が調停又は話し合いに同意せず、指定期限内に調停協議が合意に到らない場合、人民法院は法に基づきただちに立件を行わなければならない。

15. 当事者双方の同意を得た、又は人民法院が必要性を確信した場合において、人民法院は立件後に民事案件を行政機関・人民調停組織・商業調停組織・業界調停組織又はその他の調停機能を有する組織に調停の協力を委託することができる。当事者は協議により関連機関又は組織を選定することができる。また人民法院に決定を請うことも可能である。

調停終了後、関連機関又は組織は調停結果を人民法院に告知しなければならない。合

意に到った調停協議に関しては、当事者は訴訟取り下げ及び司法確認の申請を行うことができ、あるいは人民法院による審査を経た後に調停書の作成を行うことができる。調停が合意に到らない場合、人民法院はただちに審判を行わなければならない。

16. すでに立件された民事案件について、人民法院は関連規定に基づき、条件に合致した組織又は人員及び審判組織を招き、共同で調停を行うことができる。調停は人民法院の法廷又はその他の執務場所で行わなければならない。当事者の同意を経た場合、法院以外の場所で行うことも可能である。合意に達した調停協議に関しては、当事者による訴訟取り下げ、又は人民法院の審査を経た後、調停書の作成を行うことを許可しても良い。調停が合意に到らなかった場合、人民法院はただちに審判を行わなければならない。

開廷以前においては、調停を行う裁判官は原則上同一案件の開廷審理に参加しないものとする。ただし当事者が同意した場合はこの限りではない。

17. 関連組織が案件の調停を行う際、法律・行政法規による強制力のある規定に違反していないという前提の下、業種の慣例・村民規約・コミュニティ規約及び当地の良好な風習などの行動規範を参考にし、当事者の調停協議の合意を導くことができる。

18. 調停の過程において当事者が重要な事実を隠匿したり、虚偽の状況を伝えたり又は故意に時間を引き延ばすなどの行為に及んだ場合、調停員は警告を発するか、又は調停を中止することができ、人民法院に対して関連状況の報告及び委任又は派遣を行う。当事者の行為がその他の当事者又は案件に関わりの無い者に損失を与えた場合、相応の法律責任を負わなければならない。

19. 調停の過程は公開を行わない。ただし当事者双方が調停公開を要求又は同意した場合はこの限りではない。

調停に従事する機関、組織、調停員及び調停事務管理を行う法院職員は調停の過程における関連の状況を公表したり、関連案件の進行中の訴訟において証言を行ってはならない。当事者は審判手続き中に調停の過程で作成された調書・当事者が調停協議合意のために行った譲歩や承諾・調停員又は当事者が発表したいかなる意見又は提案なども証拠として提出してはならない。ただし下記の場合についてはこの限りではない。

(一)当事者双方がどちらも同意した場合

(二)法律に明確な規定がある場合

(三)国家の利益、社会公共利益及び案件に関わりの無い者の合法的權益を保護するため、人民法院が明確な必要性があると判断した場合。

四 司法確認手続きの規範化と整備

20. 行政機関・人民調停組織・商業調停組織・業界調停組織又はその他の調停機能を有する組織によって調停合意に到った民事契約の性質を有する協議について調停組織と

調停員の署名捺印後、当事者は管轄権を有する人民法院にその効力の確認を申請することができる。当事者が調停協議履行の請求・変更の請求・調停協議取り下げ又は調停協議の無効の確認を請求する場合、人民法院に訴訟を提起することができる。

21. 当事者は書面上の調停協議において当事者居住地・調停協議履行地・調停協議締結地・対象物所在地の末端人民法院のいずれかによる管轄を選択することができる。ただし法律上の専属管轄についての規定に違反してはならない。当事者が取り決めを行わない場合、《中華人民協和国民訴訟法》第三十四条に規定のある場合を除いて、当事者の居住地又は調停協議履行地の末端人民法院による管轄とする。人民法院の関連機関・組織への委託又は委任を経て、調停合意した調停協議の確認申請案件については、委任又は委託元の人民法院の管轄とする。

22. 当事者は共同で管轄権を有する人民法院に書面の形式又は口頭の形式にて確認申請を提起しなければならない。一方の当事者が申請を提起し、もう一方が同意した場合、共同で申請を提起したとみなす。当事者が申請を提起する際、人民法院に調停協議書・承諾書を提出しなければならない。人民法院は申請を受け取った後、ただちに審査を行わなければならない。書類がすべて揃っているものに関しては、ただちに当事者に受理通知書を送達しなければならない。当事者双方が署名した承諾書には以下の内容を明確に記載しなければならない。

(一)当事者双方が紛争解決を目的として自由意思で協議の合意に到ったもので、悪意を持って共謀したり、法律から逃れるための行為ではない。

(二)当該協議の内容が他者に損害を与えた場合、相応の民事責任とその他の法律責任を負うことを希望する。

23. 人民法院が調停協議案件の確認申請の審理を行う際、《中華人民共和國民事訴訟法》の簡易手続きに関する規定を参照適用する。案件は一人の審判員によって審理され、当事者双方は同時に入廷しなければならない。人民法院は当事者双方に、合意した協議内容を理解しているかどうか、これにより生じる結果を受け入れるかどうか、人民法院が司法確認手続きを経て当該協議に強制執行力を与えることを希望するかを直接尋ねなければならない。

24. 以下のいずれかに当てはまる場合、人民法院は調停協議の効力の確認を行わない。

(一) 法律・行政法規による強制力のある規定に違反している場合

(二) 国家の利益・社会の公共利益を侵害する場合

(三) 案件に関わりの無い者の合法的權益を侵害する場合

(四) 当事者の刑事責任を追及するかどうかにかかわる場合

(五) 内容が不明確で確認と執行が不可能な場合

(六)調停組織・調停員が調停を強いられた又はその他の職業道德規範に大きく違反する行為があった場合

(七)確認すべきではないその他の事情がある場合。

当事者が真実の意思に背いた状況で署名した調停協議、又は調停組織・調停員が案件と利害関係があり、公正性を明らかに欠く調停について人民法院は調停協議の効力の確認を行わない。ただし当事者が上述の事情があると明らかに知りながら、なおも確認を申請する場合を除く。

25. 人民法院は法に基づき審査を行った後、調停協議の効力を確認するか否かの決定を行う。調停協議の効力確認の決定が当事者双方に送達された後、法律の効力が発生する。一方の当事者が履行を拒む場合、もう一方の当事者は法に基づき人民法院に強制執行を申請することができる。

五 健全な業務の枠組みを確立

26. 当事者が適切な調停組織又は調停員を選択し紛争調停を行うのを正しく導くため、条件が整っている地方人民法院に関しては一定の規準に基づき調停組織の名簿及び調停員の名簿を作成することができる。人民法院は具体的状況と必要に応じ調停組織名簿及び調停員名簿を直ちに調整することができる。

27. 調停員は調停員職業道德規範を遵守しなければならない。人民法院は関連案件の処理の過程において調停員が自身の参加している調停案件に利害関係を持ち、中立的で公平な調停を保つことが出来ないであろうことを発見した場合、又は調停員が職業道德規範に違反するその他の行為を行った場合、調停員に回避するよう告知を行う・調停員を交代させる・調停を中止する又はその他の適切な処置を行わなければならない。当事者が別の取り決めを行わないかぎりにおいては、人民法院は調停員が調停に参加した後、同じ紛争又は関連する紛争において進行中の訴訟手続きの中で一方の当事者の代理人となることを許可しない。

28. 業務の必要に応じて、人民法院は院内の関連機関又は人員が調停組織・調停員との交流連絡・研修指導などの業務を管理協力するよう定める。

29. 各級人民法院は他国の国家機関・社会組織・企業事業団体及び関連組織との連絡を強化し、各種の非訟紛争解決の枠組みの刷新を奨励し、適切な方式にて各種の非訟紛争解決の枠組みの樹立に参加し、訴訟及び非訟を相互につなぐ過程で現れる各種の関係を調整し、各種の非訟紛争解決の枠組みの確立と整備を積極的に推進する。

30. 地方各級人民法院は実際の状況に基づき、調停員の条件・職業道德・調停費用・訴訟費用負担・調停管理・調停指導・連携方式等についての規範を制定する。高級人民法院が制定した関連業務規範は最高人民法院に届け出る必要がある。末端人民法院と中級人民法院が制定した関連業務規範は高級人民法院に届け出る必要がある。